

土 企 第 1 3 4 7 号
平成19年9月14日

各 位

土 木 建 築 部 長
(公 印 省 略)

沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による
不当介入に対する措置について

沖縄県土木建築部が発注する公共工事から暴力団の排除を徹底するため、沖縄県土木建築部長と沖縄県警察本部刑事部長は、「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続に関する合意書」を平成19年7月24日に締結しました。

今後は、部発注工事において請負者が暴力団員等による不当介入を受けた場合、当該請負者に対して、警察への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び発注者への報告を行うことを義務付けることとし、これらを怠った場合は指名停止等の措置を講ずるものとします。

つきましては、入札参加者に配布する特記仕様書に「第32条暴力団員等による不当介入の排除対策」を新たに記載するとともに、「建設工事における暴力団員等による不当介入対応マニュアル」を作成し、不当介入の情報を得た場合の連絡・報告の手順及び対応を定め、公共工事への暴力団員等による不当介入の排除を徹底することといたしました。

上記のことに十分留意され、暴力団員等からの不当要求又は工事妨害等があった場合には速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をお願いします。

建設工事における暴力団員等による不当介入対応マニュアル

1 趣旨

本マニュアルは、沖縄県土木建築部が発注する建設工事について、暴力団員等による不当介入の情報を得た場合の連絡・報告の手順及び対応に関する事項を定め、公共工事への暴力団員等による不当介入の排除を徹底する。

2 事務手順及び対応方法（別紙フロー）

- (1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は毅然と拒否し、その旨を直ちに事業担当課（事務所等）へ報告するとともに、所轄警察署に届出を行う。
- (2) 報告を受けた事業担当課長（所長等）は、直ちに受注者及び所轄警察署と連携し、必要に応じて現場に赴き事実確認をするなどして速やかに対応を図るものとする。
- (3) 事業担当課長への報告は、別に定める「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入に関する警察署への通報内容【報告】」（以下「報告書」という。）を2通作成して、うち1通を事業担当課長に、もう1通を所轄警察署にそれぞれ提出するものとする。
ただし、急を要し口頭による連絡を行った場合は、後日報告書を各々に提出するものとする。
- (4) 事業担当課長は、受注者から受理した報告書の写しを土木建築部長に提出するものとする。
- (5) 受注者が排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがあるときは警察との協議を踏まえ、適切に工期延長を行うこととする。
- (6) 土木建築部長は沖縄警視庁本部刑事部長と連携して、不当介入排除対応策などを検討し、指示するものとする。
- (7) 土木建築部長は、受注者が不当介入を受けているにもかかわらず、故意または合理的な理由等なく報告・届出を怠ったことが判明した場合は、受注者に対し指名停止等の措置を検討するものとする。

3 不当介入の事例

- (1) 公共工事の受注を口実にした書籍・物品等の購入、機関誌（紙）の購読等の強要。
- (2) 作業員の安全管理関係、資材の現場保管状況、警備員の交通規制関係等の現場管理上の問題に起因した言いがかり。
- (3) あいさつ料、迷惑料、営業補償、損害賠償、病気見舞金、口止め料、近隣対策費、寄付金、賛助金等の名目による金銭の不当な支払い要求。
- (4) 労働者雇用や特定業者の下請工事の参入の強要。
- (5) 特定資材の納入受け入れや自動販売機設置の強要。
- (6) 談合や入札を辞退させる等の強要。
- (7) その他不当、違法な要求。

4 関係機関等の緊密な連携確保

事業担当者及び発注機関は、常に土木建築部及び所轄警察署との連携を図り、建設工事等への暴力団員等の不当介入の排除及び未然防止に努めるものとする。

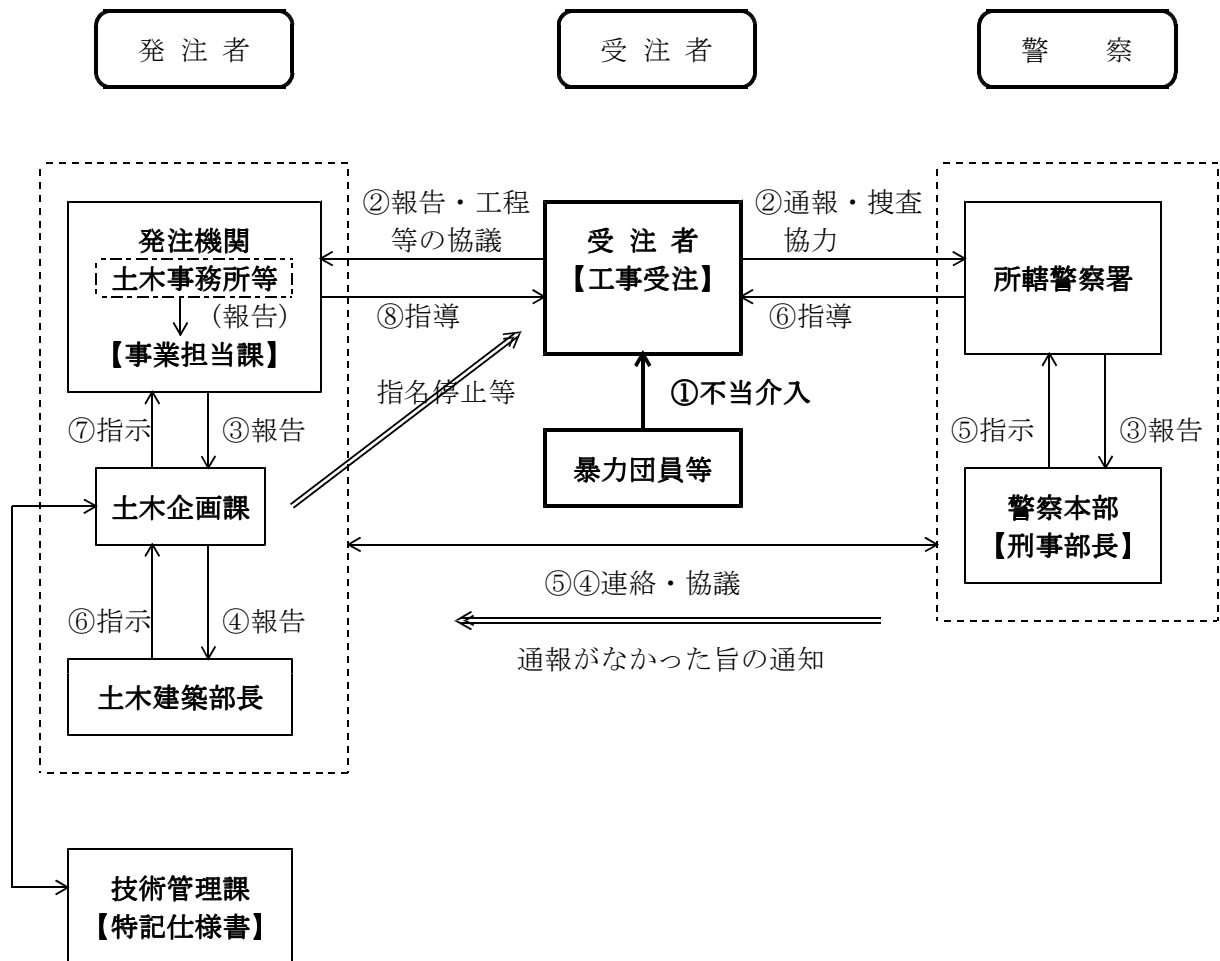
附則

このマニュアルは、平成19年9月14日から実施する。

建設工事における暴力団員等による不当介入の排除について

平成19年9月14日以降の契約分から、特記仕様書により、公共工事に対して暴力団等から不当な介入があった場合において、工事の受注者に沖縄県土木建築部及び警察への通報を義務づけるとともに、その際の事務手順や対応方法を定め、公共工事における暴力団員等による不当介入の排除を徹底します。

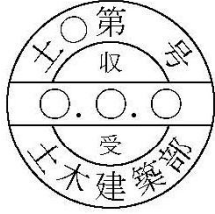
建設工事における暴力団等による不当介入対応フロー



- ※1 「暴力団関係業者排除に関する合意書」(平成19年7月24日沖縄県警察本部と締結)
 - 2 暴力団員等からの不当介入の報告義務に違反したときは指名停止等の措置を行う。
 - 3 2の措置の適用時期は平成19年9月14日以降、特記仕様書等を配布する工事から適用する。
- ただし、まだ完成していない工事については、発注者から受注者に対し説明を行ったうえで発注者からの指示事項として処理するものとする。

特記仕様書(乙)					[沖縄県]
章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様書事項
		32	暴力団員等による不当介入の排除対策	3	協力しなければならない。また、本工事経過後においても同様とする。 公共工事労務費調査の対象となった場合に正確な調査票等の提出が行われるよう、乙は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
				4	乙が本工事の一部について、下請契約を締結する場合には、乙は、当該下請工事の受注者（当該工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
				1	請負者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成19年7月24日）」に基づき、次に掲げる次項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
				2	暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
				3	暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
				4	排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による
 不当介入に関する警察署への通報内容【 報 告 】

請 負 者	所在地：△△市◇◇ ○丁目 ○-○ 電 話：() -
	名 称：(株)○○○建設
	代表者等：○○○○○ 連絡先：() -
不当介入に係る行為者	住 所：□□市○○ △-○-□
	氏 名：○○○○○
発生日時 場 所 工事件名 〔発注機関〕	平成○年○月○日（午前・午後）○時○分頃
	○○市○○○地内
	県道○号線道路改良工事 〔 ○○土木事務所（○○○○班） 〕
警察への 通報内容	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> 不当介入の 内 容 被害の状況 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 100px;">  </div>
警察への 通報状況	
警察への 通報状況	通報先警察署名：沖縄県警察○○○警察署○○○○課 通報日時：平成○年○月○日（午前・午後）○時○分頃

